

「領有法則の転回」をめぐって

——単純再生産とフランス語版『資本論』——

森 田 成 也

はじめに

「領有法則の転回」（より正確には、「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則への転回」）の内実について論じた別稿⁽¹⁾において各説の批判的検討を通じて私が主として解明したのは、次の諸点である。

(1) 現行版『資本論』第22章第1節で叙述されている「領有法則の転回」は、「資本の形成史」（本源的蓄積）を表現した「歴史的転回」でも、資本関係の深部（生産過程ないし階級関係）による表層（交換ないし流通過程）のイデオロギー性・仮象性を批判するために分析者が行なう「論理的転回」でもなく、「資本の現在史」⁽²⁾、「できあがったブルジョア社会」⁽³⁾における資本自身が行なう「自己転回」であり、商品生産の所有法則と資本主義的領有法則との「現実の矛盾」⁽⁴⁾を明らかにしたものである。

(2) この資本自身の矛盾は、生産過程と疎遠な流通過程の観察者の目からは $G-W-G'$ という単なる「外観上の矛盾」であり、労働力商品の売買と消費を媒介にしてこの矛盾の外観は解消される（剰余価値論）。だが、蓄積過程においては逆に、生産過程の連続性を貫いて存在する労働者階級に対して、この矛盾が「結果的には現実の矛盾」であることを「領有法則の転回」を通じて資本自らが開示する⁽⁵⁾。すなわち「領有法則の転回」とは、蓄積過程を通じて資本自らが自己の生産の敵対性を当事者ないし社会意識に対して現象させ、商品交換法則と私的所有という自己の正当性原理を否定する資本の「自己批判」「自己暴露」の過程である⁽⁶⁾。

(3) だが、この当事者への現象の程度は、この第22章時点ではまだ限定的で抽象的であり、それが全面的に展開され、当事者ないし社会意識に対してその

内的敵対性が本格的に開示されるのは、第23章の「資本主義的蓄積の一般的法則」の章、具体的には、相対的過剰人口論を媒介にした「富の蓄積と貧困の蓄積」論の部分である。すなわち、「領有法則の転回」論は、本質（剰余価値論）から現象への、あるいは商品経済的正当性が貫徹される場面から、それを明示的に破綻される場面への、媒介項をなすものである。

以上の点をふまえて、別稿では論じることができなかった諸論点について論じ、もって以上の三点をさらに裏づけることにしたい。

1. 単純再生産と「領有法則の転回」

最初に論じたいと思うのは、現行版『資本論』第一巻第21章の「単純再生産」と「領有法則の転回」論との関係である。この問題は従来の「領有法則の転回」論争ではほとんど論じられてこなかった問題であり、一つの重要な論点をなす。

まず、具体的な内容に入る前に、蓄積論におけるマルクスの基本的な視座について確認しておこう。

マルクスは、貨幣から資本に移行する第4章において、 $G-W-G'$ という流通表面上の現象を資本分析の出発点に据え、そこから生産過程に分析を進め、不可視の本質、剰余価値生産の秘密を暴きだしていった。そしてそれを解明したあとで、次には再び現象に向かい、第6編の労賃論において、この不可視の本質を転倒させ神秘化する「労働の価格」という形態をとる労賃を分析した。その次にこの第7編の「資本の蓄積過程」に進むのだが、ここでの課題はもはや、いかに不可視の本質が転倒され神秘化されるかではなく、いかにその本質を神秘化する外観が解消され、本質が現われでるか、である。資本の再生産過程自身が、己れの個性性という「外観を解消させる」⁽⁷⁾がゆえに、当事者も分析者も随時、「個別的な生産過程」から資本主義的生産の「流れとその社会的な広がり」へと、「個々の資本家と個々の労働者」から「資本家階級と労働者階級」⁽⁸⁾へと視線を移すことができるのである。「労働者階級」の視点というのは第三者による恣意的な設定ではない。たしかに、「個々の資本家と個々の労働者との関係は、一方が労働力を買い他方が労働力を売するという、相互に関連のない商品所持者の関係であるから、彼らの関連は偶然的なものである」⁽⁹⁾。資本家が既存の労働者と新たに労働契約を結ぶとは限らない。剰余資本でもっ

て機械を買って、既存の労働者を街頭に投げ出すかもしれない。だが、「労働者階級」は結局のところ個々の労働者によって構成されており、彼らは多かれ少なかれ生産過程の連続性の場に一定期間とどまる。彼らにとって、自分たちが生産した生産物が工場から出たあとの過程、すなわち本来の流通過程はあずかり知らぬところである。彼らが知っている連続性は、生産過程→流通過程の連続性ではなく、むしろ生産過程→再生産過程の連続性である⁽¹⁰⁾。いずれにせよ、連続した生産過程、あるいは再生産過程こそ、労働者階級に対して資本の本質が現象する場面なのである。

もちろん、蓄積論で論じられるすべての諸点が労働者階級に対して現象しているわけではない。ここで重視すべきは、単純再生産論と拡大再生産論との区別である。前者は、現実に存在する蓄積過程から抽象したものとして、拡大再生産論の場合よりも分析者による理論的反省の独自の役割は大きく、本来の蓄積過程における本質の現象を準備する段階という性格が強い。また、当事者に対して本質が現象していても、当事者は、生産過程の連続性の場にとどまる「労働者階級」の一部であるだけでなく、同時に単なる「個々の労働者」であり「単なる商品所持者」でもある。後者の資格要件において、現象は絶えず「内容を神秘化」⁽¹¹⁾するものとして当事者に現れる。資本という疎外されたシステムは、当事者を私的人格と階級的人格に絶えず分裂させる。蓄積論における「二元的立場」⁽¹²⁾なるものは、形式と内容を相互に指定しながら相互に「疎遠な」ものにする資本の二元性の反映であるにすぎない。いずれにせよ、蓄積論の主たるモメントは、本質の神秘化と隠蔽ではなく、その現象と自己暴露であり、単純再生産論は主としてその準備的段階である。以上をふまえて、次に具体的に中身に入ろう。

a. 剰余価値による原資本の置きかえ

周知のように、単純再生産論においては、拡大再生産を論じなくても単なる生産の過程の連続だけで明らかとなる諸点について論じられている。一つは、可変資本部分が資本家自身の財源からの前貸しではなく、労働者自身が以前に生産したものの一部にすぎないということ、二つ目は、剰余価値がすべて資本家によって消費された場合、資本家の原資本はそっくりそのまま残るのではなく、反対に結局のところは剰余価値によって置きかわること、三つ目は、資本

は単に生産物や剰余価値をつくるだけでなく、労働者を賃労働者として生産し、資本関係そのものを生産し再生産するということ、四つ目は、生産過程を連続した流れの中で見るとすれば、賃労働者は資本の付属物でしかなく、その個人的生活は生産過程の一契機でしかないこと、である。

ここで問題にしたいのは、二つ目および三つ目の論点と第22章における「領有法則の転回」論との関係である。まず、二つ目の論点と「領有法則の転回」論との関係について述べよう。最初に、その当該部分について現行版『資本論』から引用しておく。これは、周知のように、初版からあった部分とフランス語版でつけ加えられた部分（以下の引用の「たしかに、彼は」以下から「剰余価値の総額を表しているだけである」まで）とによって構成されている。

「資本主義的生産過程の単なる連続、すなわち単純再生産は、まだその他にも、ただ可変資本部分だけではなく総資本をもとらえる奇妙な変化を引き起こす。1,000ポンドの資本で周期的に生産される剰余価値、たとえば毎年生産される剰余価値が200ポンドであって、この剰余価値が毎年消費されるとすれば、この過程が5年繰り返されたあとでは消費された剰余価値の総額は 5×200 だということ、言い換えれば、最初に前貸しされた資本価値1,000ポンドに等しいということは明らかである。……資本家が、自分は他人の不払労働の産物である剰余価値を消費して最初の資本価値を保持しているのだと考えても、その考え方によって事実を変えることは絶対にできない。ある年数がすぎたあとでは、彼が領有した資本価値は同じ年数の間に等価なしで領有した剰余価値の総額に等しく、彼が消費した価値額は最初の資本価値に等しい。たしかに、彼は、大きさの変わっていない資本を自分の手に保持しており、その一部である建物や機械などは、彼が事業を始めたときからすでに存在していたものである。だが、ここで問題なのは、資本の価値であって、資本の物質的成分ではない。ある人が、自分の財産の価値に匹敵する借金をすることによって、全財産を使い果たしたとすれば、まさにこの全財産はただ彼の借金の総額をあらわしているだけである。資本家が自分の前貸資本の等価を食い尽くした場合も同じことで、この資本の価値はもはやただ彼が無償で領有した剰余価値の総額を表しているだけである。彼の元の資本の価値はもはやひとかけらも存在しないのである。だから、およそ蓄積というものを無視しても、生産過程の単なる連続、すなわ

ち単純再生産によっても、長短の期間の後には、どの資本も必然的に蓄積された資本または資本化された剰余価値に転化されるのである。資本そのものが生産過程にはいったときにはその充用者が自分で働いて得た財産だったとしても、遅かれ早かれ、それは、等価なしで領有された価値、または貨幣形態にあらうとなかろうと、他人の不払労働の物質化になるのである」⁽¹³⁾。

さて、以上のような、「領有法則の転回」論に非常によく似た記述は、ただちに次のような疑問を引き起こす。単純再生産で事実上「領有法則の転回」論が説けるのなら、第22章「剰余価値の資本への転化」での転回論はいらないのではないか、また逆に、第22章で転回を説くのであるから、ここでの転回論はいらないのではないか。あるいはまた、両者が必要であるとしたら、この両者の関係はどうなっているのか、と。『要綱』においては、単純再生産における原資本の剰余価値による「置きかえ」論はなく、この議論は『資本論』で初めて登場したものであり、『要綱』から『資本論』への議論の発展を一つはっきりと示すものである。それだけに、この問題は重要である。

実際には、この問題はそれほど難しくないようにも見える。というのは、現実の資本は、剰余価値部分をすべて消費することもなければ、すべてを新資本として生産に投下するわけでもないからである。それは実際には常に資本と収入に分割される（第22章第3節）。収入として消費される部分はたえず原資本を剰余価値の物質化に転化し、資本に転化する部分はたえず「領有法則の転回」をもたらす。この現実の事態をまずもって剰余価値がすべて消費されるとみなして（単純再生産）、剰余価値による原資本の置きかえを論じ、次にすべてが資本に転化されるとみなして（拡大再生産）、「領有法則の転回」を論じる。複雑な現実の諸現象を一度に論じることはできないのであって、それを順序よく単純なものから複雑なものへと論じるという方法論からすれば、以上の説明で問題はつきているように見える。だが、もう少し詳しく見てみよう。

単純再生産論と「領有法則の転回」論との関係のよりいっそうの検討にとって、それを主題として論じた宮川彰氏の論文を検討することが至当である⁽¹⁴⁾。氏は、剰余価値による原資本の置きかえ論を否定した富塚良三氏の見解⁽¹⁵⁾を素材にして、両者の関係を詳しく論じている。まず、資本家と労働者が単なる買い手と売り手として登場する「単独の孤立的過程」を見るならば、それぞれの商品所有者の持つ財産は、その「本当の起源が被侵略者や被抑圧者たちからの

掠奪物資や無償の貢物であったとしても」, この過程を支配する「商品交換または商品生産の法則」のもとでは, 「自己労働にもとづいて領有された私有財産として認証される」。「掠奪物資であれ貢物であれ, それらがこの『商品生産』に取り込まれ, いわばこの法則のエーテルに浸されると, それらは自己労働にもとづく所有とみなされる, gelten されるのである。言い換えれば, 法則がそれらを商品生産の条件に相応しく適合せしめる, つまり鋳直すわけである」⁽¹⁶⁾。

宮川氏は, 以上の点を「交換法則の適用の一つの側面」として, 次にこの法則の別の側面なるものに移行する。「こうした法則の作用を別面からみると, 商品の所有は当該法則の元手は自己労働によるほかになく, したがって消費された商品の補填もまた自己労働によるほかにないことになる。それゆえ, もし自己労働による補填なしに一定額の価値を消費することになれば, それは相当額の財産を文字通り食いつぶすことになろう。なぜならば, 所有ししたがってその消費を許されるのは, ここでは自己労働によって取得された財産だけだからだ。言い換えると, 自己労働の裏付けなき消費は, 直接には『借金』を消費するのであれ不払価値を消費するのではあっても, すでに所有している自己労働の所産もしくはそのようにみなされる財産を蕩尽することだと『認めざるをえない』のである。これもまた商品生産の法則の厳密な適用の結果にほかならない」⁽¹⁷⁾。「要するに, 『旧資本価値の存続』は, 富塚教授のみるように自明なわけではない。商品生産の法則を前提するかぎり, それは根拠を与えられない。反対に, それの『資本化された剰余価値』への転化が, この法則の内的な必然的帰結であることがあきらかになる。これこそは一つの合法的な客観的『事実』であって, 当該法則に照らすと旧資本価値の元の性格のままで存続なるものは, 一つの外観にすぎないことが露呈するのである」⁽¹⁸⁾。こうして, 単純再生産における「転回」と拡大再生産における「転回」との関連も明白になる。「単純再生産過程は, 自己労働にもとづいて領有されていた部分を他人の不払労働に変え, こうしてまずは同等な規模で『他人の不払労働による他人の不払労働の領有』の関係一般を指定するのである。こうしてそれは, 初めから他人の不払労働によってより大きな他人の不払労働を領有する拡大再生産固有の領有関係へ架橋する。領有法則の転換の第一局面とみなすゆえんである」⁽¹⁹⁾。

宮川氏がわざわざ, 社会意識に対して「gelten」する交換法則の適用の別の側面として単純再生産論における「置きかえ」論を論じ, 「財産を蕩尽するこ

とだと『認めざるをえない』「この法則の内的な必然的帰結」「一つの外観にすぎないことが露呈する」という表現を用いていることからわかるように、氏は、この単純再生産における「転回」が、拡大再生産における「転回」と同じぐらい、資本の内的本質が当事者に対して必然的に現象したものであるととらえているようである。だが、氏の解釈の最大の難点は、他ならぬマルクスがこのような表現を当該箇所ですべて用いていないという点にある。第22章第1節では、まさに「自己労働にもとづく所有」という仮定が論じられ、「商品交換の法則」「内的な不可避的な弁証法」「法則の必然的な帰結」について云々されている⁽²⁰⁾。したがって、社会意識に対して「gelten」する交換法則ないし商品生産の領有法則が反対物に自己転回し自己否定することで、社会意識に対して資本主義的生産の敵対性を自己暴露することになる。だが、単純再生産論の当該箇所ではそうではない。そこではただ、理論的反省の結果としてのみ、原資本の剰余価値による「置きかえ」が論じられている。なぜなら、フランス語版での挿入が言うように、目に見える物質的富は何らその姿形もその規模も変えておらず、それが剰余価値で置きかえられていることがわかるのは、目に見えない価値の連関に注目した場合だけであり、それはただ理論的反省によってのみ明らかになるからである。宮川氏が強調しているフランス語版の挿入は、むしろこの段階での「転回」が理論的反省によってのみ得られる結論であることを強調していると言えよう。

したがって重要なのは、「置きかえ」論のところで、社会意識に対して「gelten」する交換法則の適用とか「この法則の内的な必然的帰結」という議論を持ち込むことで、単純再生産における「転回」論と拡大再生産における「転回」論との構造的同一性を論証することではなく、逆に、その「転回」の指定の仕方が両者において根本的に異なることを確認することである。単純再生産の場合、原資本が剰余価値によって置きかわっている事態は、したがってまたある種の「転回」はただ理論的反省によってのみわかる。それに対して、拡大再生産においては、「領有法則の転回」は社会意識に対して現象してもまたいる。理論的反省と社会意識に対する現象、これが単純再生産論における「転回」と拡大再生産論における本来の「転回」との根本的な相違である。そして、『要綱』にはなかった単純再生産論における「転回」が、『資本論』で拡大再生産における「転回」と区別してそれ以前に論じられるようになったという事実は、本

来の蓄積論，すなわち拡大再生産論こそが，資本の本質が当事者に対して現象する場面としてより厳密に整理されるようになったことを示していると言えよう。

b. 資本関係の再生産

第22章第1節の「領有法則の転回」論とより直接に関係するのは，むしろ第三の論点，すなわち「資本関係そのものの再生産」を論じた部分である。その主要な部分を現行版『資本論』から引用しておこう。

「第4章で見たように，貨幣を資本に転化させるためには，商品生産と商品流通とが存在するだけでは足りなかった。まず第一に，一方には価値または貨幣の所持者，他方には価値を創造する実体の所持者が，すなわち一方には生産手段と生活手段の所持者，他方にはただ労働力だけの所持者が，互いに買い手と売り手として相対しなければならなかった。つまり，労働生産物と労働そのものの分離，客体的な労働条件と主体的な労働力との分離が，資本主義的生産過程の事実に与えられた基礎であり出発点だったのである。ところが，はじめはただ出発点でしかなかったものが，過程の単なる連続，単純再生産によって，資本主義的生産の特有な結果として絶えず繰り返し生産されて永久化される。一方では生産過程は絶えず素材的富を資本に転化させ，資本家のための価値増殖手段と享楽手段とに転化させる。他方ではこの過程から絶えず労働者が，そこにはいったときと同じ姿で——富の人的源泉ではあるがこの富を自分のために実現するあらゆる手段を失っている姿で——出てくる。彼がこの過程に入る前に，彼自身の労働は彼自身から疎外され，資本家のものとされ，資本に合体されているのだから，その労働はこの過程のなかで絶えず他人の生産物に対象化されるのである。生産過程は同時に資本家が労働力を消費する過程でもあるのだから，労働者の生産物は，絶えず商品に転化させるだけではなく，資本に，すなわち価値を創造する力を搾取する価値に，人身を買う生活手段に，生産者を使用する生産手段に転化させる。それゆえ，労働者自身は絶えず客体的な富を，資本として，すなわち彼にとって外的な，彼を支配し搾取する力（Macht）として生産するのであり，そして資本家も絶えず労働力を，主体的な，それ自身を対象化し実現する手段から切り離された，抽象的な，労働者の単なる肉体のうちに存在する富の源泉として生産するのであり，簡単に言えば

労働者を賃金労働者として生産するのである。このような、労働者の不断の再生産または永久化が、資本主義的生産の不可欠の条件なのである」⁽²¹⁾。

以上の記述は、『経済学批判要綱』では、「領有法則の転回」論とないまぜになって、あるいはその直前に、あるいは直後に論じられていたものである⁽²²⁾。『資本論』ではこれが単純再生産と拡大再生産に明確に分けて論じられるようになった。『資本論』における「領有法則の転回」の例の著名な叙述は主として三つに分かれる。「内的な不可避的な弁証法」を云々した転回の一般的規定、交換が内容と疎遠な形式になるという規定、所有と労働との外観上の同一性がその分離に転回するという規定、である⁽²³⁾。こうした過程の基礎にあるものこそ、「労働者自身が絶えず客体的な富を、資本として、すなわち彼にとって外的な、彼を支配し搾取する力として生産するのであり、そして資本家も絶えず労働力を、主体的な、それ自身を対象化し実現する手段から切り離された、抽象的な、労働者の単なる肉体のうちに存在する富の源泉として生産する」過程である。そして、この規定のうちにはすでに、第23章における「富の蓄積と貧困の蓄積」が潜在的に含まれている。

だが、ここで気をつけなければならないのは、単純再生産過程におけるこうした叙述は、社会意識に対する本質の現象という場面ではまだない、ということである⁽²⁴⁾。この叙述はまだ、資本主義的生産の敵対性の理論的解明であり、その、当事者への最初の現象は第22章の拡大再生産論の「領有法則の転回」で説かれ、その明々白々な現象は第23章における「富の蓄積と貧困の蓄積」論で説かれる。以上の点を理解するためには、『要綱』での類似の叙述と比較しなければならない。『要綱』では、拡大再生産とないまぜになっている論じられているために、資本関係の再生産という契機がすぐさま当事者に社会意識に現象する場面として叙述されている。たとえば、マルクスは次のように述べている。

「ここで明らかになるのは、労働そのものによって、富の客体的世界が、労働には疎遠な力 (Macht) として労働に対立して、いかに累進的に拡大し、ますます広くかつ完全な存在をもつようになるか、ということであり、またその結果、創造される価値と、あるいは価値創造の実在的諸条件と比較して、生きた労働能力の窮乏した主体性が、ますますきわだった対照をなすにいたる、ということである。……つまり労働が自己を客体化すればするほど、疎遠な世

界として——他人の所有として——労働に対立する、諸価値の客体的世界が、ますます大きくなっていくのである」⁽²⁵⁾。

この文章を見ればわかるように、「富の客体的世界が労働には疎遠な力として労働に対立する」という『資本論』の単純再生産論にも見られる記述と同時に、その富が「累進的に拡大し、ますます広くかつ完全な存在をもつようになる」「ますます大きくなっていく」という記述が見られ、したがって、こうした富の世界と「生きた労働能力の窮乏した主体性」が「ますますきわだった対照をなすにいたる」と書かれている。「ますますきわだった対照をなす」とはまさに、当事者はむろん、誰の目にも明白に資本主義的生産の敵対性が現象しているということである。だが、その後、『要綱』から『資本論』へと議論の整序・発展が進むにつれて⁽²⁶⁾、資本関係の再生産と、資本主義的生産の敵対性の現象とを同時に論じる手法は放棄されて、まず単純再生産論で資本主義的生産の敵対性を解明し、次に拡大再生産論における「領有法則の転回」でそれが最初に当事者に現象することを論じ、それを媒介にして、資本主義的蓄積の一般的法則論で、その敵対性の明々白々な現象を説くという段取りになったのである⁽²⁷⁾。

2. フランス語版『資本論』における転回論

周知のように、第22章第1節の記述は、ドイツ語版『資本論』初版および第二版と、フランス語版『資本論』とでは大きく異なっている。何よりも、「内的な不可避的な弁証法」という一句を含む例の著名な文章がまるまる削られ、その代わりに、「この致富の方法は、商品生産の最初の法則とこれほど奇異な対象をなしているとはいえ、この法則の侵害から生じるのではなく、逆にこの法則の適用から生じる」という一句に始まって、「蓄積に至るまでの運動のあいつぐ諸段階をざっと振り返って」いる⁽²⁸⁾。エンゲルスの編集による現行版『資本論』は、基本的にフランス語版によりながらも、初版および第二版にあった「内的な不可避的な弁証法」を含む文章を挿入している。このような大きな変更をどのように理解するべきだろうか。この問題をめぐる各論者の議論においては、すでに現行版『資本論』における主要な「領有法則の転回」解釈に共通して見られた一傾向、すなわち転回の「現実」性に即しては、その「現在」性を否定して歴史的過程に回収し、転回の「現在」性に即しては、その「現実」

性を否定して単なる論理的関係に回収するという傾向が、ここでも繰り返されていることがわかるだろう。

a. 山田鋭夫氏の解釈

平田清明氏の後継者である山田鋭夫氏は、「論理＝歴史」説の立場から、『要綱』の転回論→『資本論』初版・第二版の転回論→フランス語版『資本論』の転回論、という移行を、転回の論理的把握からしだいに「論理＝歴史」的把握へと進展していったものとみなしている。

まず氏は、『要綱』の転回論についてこう述べている。『『要綱』転回論は、何よりも『資本と労働との交換』の仮象性と妥当性の内在的批判に重点をおいて、決定的には剰余資本Ⅰ・Ⅱ概念に立脚した循環＝蓄積論的批判のなかから、生成したのである。その意味でこれは、市民的仮象の批判を——そのかぎりでは『論理』を——基軸として、生成したのである。この点は、次節で見る『資本論』との対比のためにも、十分に注意しておきたい」⁽²⁸⁾。

次に『資本論』初版・第二版において「商品生産がある程度の発展段階において資本主義的商品生産に生成するのがまさに必然的であるのと同じように……商品生産の所有法則は資本主義的領有法則に必然的に転回する」⁽²⁹⁾という文言が登場することをとらえて、次のように述べている。

『商品生産の所有法則』の『資本制的領有法則』への『転回』と照応させて、『商品生産』の『資本制的商品生産』への『生成』を語りだすこのような認識は、『要綱』には明示的には存在しなかった。これはマルクスにおいて、転回論がたんに仮象批判の『論理』であるにとどまらず、『歴史』認識の一基準へと深化していく道標をなすものではなかろうか」⁽³¹⁾。

さらに、フランス語版『資本論』において、「この〔商品生産に適合する〕所有権は、生産物が生産者のものであって、生産者が等価と等価を交換しながら自分自身の労働によってしか富むことのできない始源においても、富が他人労働の継続的な領有のおかげで累進的規模で独占されている資本主義時代においても、相変わらず有効である」⁽³²⁾という記述が加わったことを受けて次のように述べている。

「領有法則の転回は『要綱』以来、そう言ってよければ、資本制社会における生産深部からする流通表面的仮象の批判理論として生誕し、そのような『論

理』としてまずとらえられるべきであることは言うまでもない。しかし右の文章が示唆するものは、この転回がたんに単純流通（表面）－資本制生産（深部）の『論理』過程を語りだすに尽きず、商品生産（始原）－資本制生産（資本制時代）という『歴史』認識の一基準としての意義をもたされるにいたっていることである」⁽³³⁾。

この文章から明らかなように、「資本の現在史」における「転回」が「論理」説とまったく同じく、完全に「論理的過程」なるものに回収されてしまっている。また「歴史」に関しては、先行者の平田清明氏の場合よりもはるかに後景に退き、『『歴史』認識の一基準としての意義』というにとどまっている。かくして、「論理」説とはほとんど違いのないものになっており、実際、「論理」説の筆頭である佐藤金三郎氏も次のように述べているぐらいである。『『要綱』から『資本論』のフランス語版にいたる展開過程で、論理説から論理＝歴史説への移行が見られる、とくに最後のフランス語版では歴史的論理の色彩が著しく強まってくるというのは、私もたしかに山田さんが指摘されているとおりではないかと思っているのです」⁽³⁴⁾。

だが、『『歴史』認識の一基準』ということなら、マルクスの姿勢は『要綱』段階から実は一貫している。マルクスは『要綱』の中で「領有法則の転回」について記述⁽³⁵⁾した後に、「資本の形成史」と「資本の現在史」の相違について展開し、資本の前提が資本自身によって措定されることを述べた⁽³⁶⁾後に、こう述べている。

「われわれの方法は、歴史的考察がはいってこなければならない諸地点を、言いかえれば、生産過程の単に歴史的な姿態にすぎないブルジョア経済が自己を越えてそれ以前の歴史的な生産諸様式を指し示すにいたる諸地点を、示している。だから、ブルジョア経済の諸法則を展開するためには、生産諸関係の現実の歴史を記述する必要はない。とはいえ、この生産諸関係を、それ自体歴史的に生成した諸関係として正しく観察し演繹するならば、それはつねに、このシステムの背後にある諸関係を指し示すような最初の諸方程式……に到達するのである。とすれば、これらの示唆は、現在あるものを正しく把握することとあいまって、過去の理解——これは一つの独立した仕事であって、これにもいずれは取り組みたいものだが——への鍵をも提供してくれる。同様にして、この正しい考察は、他方で、生産諸関係の現在の姿態の止揚——それゆえ未来へ

の予示、生成していく運動——が示唆されるにいたる諸地点に到達する。一方では前ブルジョア的諸段階が、単に歴史的な、すなわちすでに止揚された諸前提として現われ、他方では今日の生産諸条件が、自己自身を止揚する諸条件として、それゆえまた、新たな社会状態のための歴史的な諸前提を措定する諸条件として現われるのである」⁽³⁷⁾。

このように、ここで問題なのは、論理と歴史の一般的な照応・不照応ではなく、「資本の現在史」、現在の生産諸条件のうちに、過去の歴史的な諸前提が止揚された形で含まれているということ、したがって「資本の現在史」における資本の自己運動の現実の出発点が過去の歴史を指し示しているということ、また、「資本の現在史」の発展が資本そのものを止揚する未来社会を予示しているということである。

『資本論』初版・第二版やフランス語版で登場する「歴史的転回」に関しては、「一つの独立した仕事」としての「過去を理解」がマルクスの研究において十分進んだことをふまえて、「資本の現在史」が指し示す過去の諸関係を並述することで、現在史における資本の「歴史的有限性」をより明確にしたということである。とくに、フランス語版に関しては、弁証法に慣れていないフランスの読者のために、表象しやすい歴史的過程についての記述をより充実させることで、内容を理解しやすくしたと言えるだろう。

b. 大野節夫氏の解釈

山田氏が歴史的観点の漸次的な拡大という形で『資本論』初版・第二版からフランス語版への発展を解釈したとすれば、大野節夫氏は、「現実の矛盾」としての「領有法則の転回」を自覚的に否定する立場から、この発展を解釈している。

大野氏は、初版・第二版における周知の「領有法則の転回」規定（フランス語版で取りのぞかれたもの）を引用したのち、「形式」と「内容」に関する例の叙述を直接に問題にしている。

「商品生産の諸法則と資本家的取得の法則とははたして『形式』と『内容』との関連で把えうるものであろうか、と。まず、確認しうるのは、一定の『形式』の適用において成立する『内容』にたいしては、この『形式』が本質的なものとして存在することである。この場合、形式と内容とは不可分である。

したがって、商品生産の諸法則の適用において資本家的取得の法則がその『内容』として成立するものであるならば、商品生産の諸法則という『形式』は資本家的取得の法則という『内容』にたいして本質的なものになる。ところが、マルクスは他方で、この関連を『内容そのものとは疎遠でただ内容を不可解にするだけの単なる形式』『仮象』とみなしている。同一の『内容』にたいして本質的である『形式』が同時に仮象的な『形式』であると捉えることは形容矛盾である。この矛盾は商品生産の諸法則と資本家的取得の法則とを『形式』と『内容』との関連で捉えたことによって生じたものなのである」⁽³⁸⁾。

この文章は、従来の解釈に共通して見られる思考方法がきわめて典型的な形で表現されている。「形式」と「内容」は相互に不可分なはずである、それなのに「形式」が「内容」に対して「疎遠」であるというのは「形容矛盾」だと。相互に不可分なものを相互に疎遠なものにし否定すること、これこそまさに「現実の矛盾」以外の何ものでもないにもかかわらず、「形容矛盾」として否定されるのである。さて、現実の矛盾を認識することをあくまでも拒否する大野氏は、「形式」と矛盾しない「内容」を探し求める。

「商品生産の諸法則を『形式』とするならば……かかる『形式』にふさわしい『内容』とはどのようなものが吟味されるべきである」⁽³⁹⁾。

大野氏がそのさい依拠するのは、「個々の資本家と個々の労働者」という立場と「資本家階級と労働者階級」という立場の相違である。

「商品生産の諸法則という『形式』にふさわしい『内容』はただ共通の基盤、立脚点すなわち『個々の資本家と個々の労働者』『孤立した生産の行為』のうえに成立する『内容』である。このような『内容』は、階級と階級とに立脚し、不断の更新に立脚する資本家的取得の法則ではありえず、むしろ『貨幣の資本への転化』および『価値増殖過程』において明らかにされた、商品生産の諸法則の適用を前提にした貨殖の秘密、剰余価値の生産であろう」⁽⁴⁰⁾。

剰余価値の生産はたしかに商品生産の諸法則の適用によってまさに説かれた。したがって両者は矛盾しないので、「形式」と「内容」にふさわしい、というわけである。だが、まさにこの剰余価値生産の結果として商品生産の諸法則に真向うから矛盾する資本主義的領有法則が生じるのである。実際マルクスは、フランス語版『資本論』で「この致富の方法は、商品生産の最初の法則とこれほど奇異な対照をなしているとはいえ、この法則の侵害から生じるのではなく、

逆にこの法則の適用から生じている」⁽⁴¹⁾と言っていなかったか。もちろん、大野氏はこのことを知っている。彼はこれに対する回答を持っている。「ただし、この回顧とそこでの再確認は、『商品生産の諸法則』という個別的、孤立的過程においておこなわれていることに注目すべきである」⁽⁴²⁾。だが、残念ながら、初版・第二版においても、フランス語版で取りのぞかれた例の著名な文章で、「個々の取引が絶えず商品交換の法則に一致し、資本家は常に労働力を買い、労働者は常に労働力を売り、しかも、われわれが仮定するように売買が労働力の真の価値どおりに行なわれているかぎりでは」⁽⁴³⁾という限定のもとに、まさに「領有法則の転回」を説いているのである。この点に関する初版・第二版とフランス語版との違いは、ヘーゲル的な記述をなくす努力をしてわかりやすくしたという点を除けば、実は単なる叙述の順序の変化にすぎないのである。初版・第二版では、交換法則にもとづく個々の取引が行なわれているかぎり商品生産にもとづく領有法則ないし私的所有の法則が資本主義的領有法則に転回すると述べていたのに対し（「交換法則にもとづく個々の取引」→「資本主義的領有法則」）、フランス語版では、資本家は他人の不払労働をもって他人の不払労働を領有するのだが、それは実は交換法則にもとづく個々の取引の結果なのだ（「資本主義的領有法則」→「交換法則にもとづく個々の取引」）と言っているのである。どちらがよりわかりやすいかといえば、ヘーゲルや弁証法に慣れ親しんでいる者でないかぎり、明らかに後者の方であろう。

この点は、大野氏がしきりに強調する、フランス語版における「交換者の労働の果実である等価物の交換はまやかしとしてさえここに姿を見せない」⁽⁴⁴⁾という記述の意味を考えればよりはっきりとする。大野氏は、初版・第二版においては、交換を「仮象」ないし「外観」としているのに、フランス語版では「まやかしですらない」と言っていることに、両者の転回把握の決定的な違いを見ている⁽⁴⁵⁾。だが、これは叙述の順番が変わったことに対応しているにすぎない。資本主義的領有という、交換なしの他人の労働生産物の領有だけを見れば、そこには明らかに「等価物の交換はまやかしとしてさえ姿を見せない」。それ自体を見れば、すでに『要綱』段階で言われているように、「交換の関係はまったく脱落」⁽⁴⁶⁾してしまっている。だが同時に、等価物同士の交換を媒介にしてそのような事態が起きているのだから、当然にも、この交換関係と交換なしの領有関係とが対置されれば、前者は後者を神秘化する「外観」ないし

「仮象」となるだろう。初版および第二版においては、最初に交換法則を論じ、次に、それ自身の自己転回として、交換なしの領有を論じたので、当然、前者は後者にとって疎遠な「外観」であると規定されたのである。ところが、フランス語版では、先に交換なしの領有が説かれ、後で、それは実は交換の法則の適用によって生じたのだ、という叙述の順序になっているので、交換なしの領有が説かれた時点では「等価物の交換はまやかしとしてさえ姿を見せない」と言われているにすぎないのである。

以上のように、大野氏は、初版・二版とフランス語版との「質的差異」⁽⁴⁷⁾を強調することで、「資本の現在史」における「現実の矛盾」としての「転回」をきわめて周到に否定した。では、転回の「現実」性に即してはどうかというと、これは歴史的な二つの取得様式（小生産者のそれと資本主義的生産のそれ）の間に生じるものであるとしている⁽⁴⁸⁾。かくして、商品生産の所有法則と資本主義的領有法則という二つの法則の関係は、「資本の現在史」に即しては「形式と実体」⁽⁴⁹⁾という無矛盾な関係として把握され、転回の「現実」性に即しては歴史的に段階を異にする二つの取得様式間の関係にすぎないとされているのである。ここに、これまでの「領有法則の転回」論に共通して見られた一傾向が貫かれていることが、はっきり見て取れるだろう。

(注)

- (1) 拙稿『「領有法則の転回」と現実の矛盾』、『一橋論叢』1996年12月号。
- (2) 『資本論草稿集』第二卷（『要綱』），大月書店，1993年，99頁。訳文は既訳に必ずしもしたがっていない。
- (3) 『資本論草稿集』第一卷（『要綱』），大月書店，1981年，293頁。
- (4) 『資本論草稿集』第五卷（『剰余価値学説史』），大月書店，1980年，80頁。
- (5) 『資本論』においては、矛盾が具体的に展開される場面は常に、それが当事者に現象する場面である。たとえば、商品における価値と使用価値は最初から矛盾した関係であるが、それが矛盾として展開されるのは、商品の不可視の本質が分析される部分でも（第一章第一、二節の価値実体論），商品同士の自己関連（sich verhalten）が叙述される部分でも（第三節の価値形態論），物神的現象が説かれている部分（第四節の商品物神論）でもなく、商品所有者が主体として登場し、したがって商品の内的諸矛盾が当事者に現象する場面である交換過程論においてである。
- (6) この点を初めて説得的に示したのは、有井行夫氏の『株式会社の正当性と所有理論』（青木書店，1991年）である。ただし、氏は、1981年段階ではこの転

- 回を佐藤金三郎氏と同じく「論理的転回」と解釈していた（有井行夫「現代資本家論とマルクスの人格・所有論」（上），『金融経済』188号，1981年，99頁）。
- (7) 現行版『資本論』第一巻，大月書店，1968年，738頁（原頁592）。原頁はディーツ版の『マルクス・エンゲルス全集』第25巻の頁数。以下同じ。
- (8) 同前，744頁。
- (9) 『第二版資本論』，幻燈社，1985年，682頁。
- (10) 宇野派は，剰余価値論と蓄積論との間に流通過程論を置かなかったことをマルクスの主要な誤りの一つに数え，この誤りが単純再生産論や蓄積論における種々の誤り（「領有法則の転回」論を含む）をもたらしていると主張している（たとえば，永谷清『科学としての資本論』，弘文堂，1975年，第5章。山本哲三「領有法則転回論と経済学批判」，北海道大学『経済学研究』第24巻4号，1974年）。だが，資本の本質の神秘化と隠蔽ではなく，その本質の当事者ないし社会意識への現象を主たる課題とする蓄積論においては，流通過程論の捨象は不可欠なのである。「剰余価値の分割と流通の媒介運動とは，蓄積過程の単純な基本形態を不明瞭にする。だから，蓄積過程の純粋な分析のためには，蓄積過程の機構の内的な営みをおおい隠すいっさいの現象をしばらく無視することが必要なのである」（現行版『資本論』第一巻，736頁（原頁590））。
- (11) 現行版『資本論』第一巻，760頁（原頁609）。
- (12) 前掲山本論文，406頁。
- (13) 現行版『資本論』第一巻，741～742頁（原頁594～595）。
- (14) 宮川彰「単純再生産過程における領有法則の転換」，『経済と経済学』第62号，1988年。
- (15) 富塚良三『経済原論』，有斐閣，1976年，140～141頁。同「単純再生産」，『資本論体系』第三巻，有斐閣，1985年，99頁。
- (16) 宮川前掲論文，15頁。
- (17) 同前，16頁。
- (18) 同前，17頁。
- (19) 同前，19頁。
- (20) 現行版『資本論』第一巻，759～760頁。
- (21) 現行版『資本論』第一巻，742～743頁（原頁595～596）。傍点は引用者。以下同じ。
- (22) たとえば，『資本論草稿集』第一巻，353～354頁。『資本論草稿集』第二巻，94～96，98～99，101～103，179，446～447頁。いずれの記述も，「領有法則の転回」を論じた部分の直前か直後に位置している。
- (23) 現行版『資本論』第一巻，759～760頁（原頁609～610）。
- (24) この論点は，単純再生産論と拡大再生産論とをいっしょにして，本質が当事者に対して現象する場面であると把握する有井行夫氏の理解の仕方を念頭に置いたものである（参照，有井前掲書，257～260頁，328頁）。こうした有井氏の理解は，先に私が批判した宮川論文に対する氏の肯定的評価にも反映している

- (同前, 328頁)。
- (25) 『資本論草稿集』第二巻, 94頁。
- (26) この発展の主要なモメントは、『要綱』段階における「資本一般」というプランが変更されて、『資本論』の範囲がより広範で大規模なものになったことである(参照, 松石勝彦『資本論の基本性格』, 大月書店, 1985年)。
- (27) 長谷川義和氏はこの分化をまったく理解しておらず、『要綱』と同じく, 「資本関係の再生産」と拡大再生産とをいっしょくたにして論じている(参照, 長谷川義和「マルクスにおける人格の陶冶論」, 有井・長島編『現代認識とヘーゲル＝マルクス』, 青木書店, 1995年, 108～109頁)。
- (28) 『フランス語版資本論』下巻, 法政大学出版局, 1979年, 236～240頁。
- (29) 山田鋭夫『経済学批判の近代像』, 有斐閣, 1985年, 257～258頁。
- (30) 『第二版資本論』, 685頁。
- (31) 前掲『経済学批判の近代像』, 266頁。
- (32) 『フランス語版資本論』下巻, 240頁。
- (33) 前掲『経済学批判の近代像』, 269頁。
- (34) 佐藤金三郎『「資本論」研究序説』, 岩波書店, 1992年, 358～359頁。もっとも, 佐藤氏は, このような進展を事実としては認めつつも, 『要綱』の「論理的」立場の方がよいという結論になっている(同前, 367～371頁)。
- (35) 『資本論草稿集』第二巻, 97頁。
- (36) 同前, 99頁。
- (37) 同前, 100～101頁。
- (38) 大野節夫『生産様式と所有の理論』, 青木書店, 1979年, 146～147頁。ちなみに, 宇野派の論者たちも, この「形式」と「内容」という表現に対し, 大野氏とまったく同じ論法で批判している。「転回論の言う……形式と内容とを機械的に区分した二元論……が成立しえないことは, 自明であろう。生産過程自体, 形式(＝商品形態)をもって処理されているのであって, その意味では形式と内容とは不可分な関係にあるのである」(山本哲三『「領有法則の転回」について——経済学批判要綱における転回論』, 北海道大学『経済学研究』第23巻4号, 1974年, 100頁)。
- (39) 同前, 147頁。
- (40) 同前, 147～148頁。
- (41) 『フランス語版資本論』下巻, 236頁。
- (42) 大野前掲書, 152頁。
- (43) 『第二版資本論』, 683頁。
- (44) 『フランス語版資本論』, 236頁。
- (45) 大野前掲書, 151～152頁。
- (46) 『資本論草稿集』第二巻, 97頁。この文章の直後に, 「言いかえれば単なる外観でしかない」と続いている。資本主義的領有においては交換は「まやかしとしてさえ姿を見せない」がゆえにまさに, 流通過程で行なわれる交換は「単な

る外観」になるのだ！

(47) 大野前掲書, 157頁。

(48) 大野前掲書, 153～154頁。

(49) 「商品生産の諸法則が『形態＝形式』であるとすれば、資本家的取得の法則は、『内容』ではなく、これに媒介され、隠蔽される、階級的実体としての『実体』なのである」(大野前掲書, 156頁)。蓄積過程において、資本主義的領有法則が現象し、私的所有の正当性を破綻させるという「現実の矛盾」を理解することができず、もっぱら資本主義的領有法則を「形式」によって「隠蔽される」「階級的実体」としてのみ理解するこの思考方法には、日本の主流マルクス主義の根本的限界が示されている。